

町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則について

町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部改正する規則について報告いたします。

改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 学校給食費等の額を増額するため
- (2) 連続して3日以上学校給食等の提供を受けない場合において、その旨の申出が事前にあったときは申出があった日から起算して3日目以降の学校給食費等を減額することができることとするため
- (3) 食物アレルギー等の理由により飲料以外の学校給食等を摂取することができない場合に学校給食費等を減額することができることとするため
- (4) 町田市立小学校等の学校給食費に関する条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 第1条による改正

ア 学校給食費等の額を改めます。(第3条関係)

イ 学校給食等の提供を受ける教職員等の学校給食費等を、小学校において提供を受ける者と武蔵岡中学校において提供を受ける者に区分して規定します。(第3条関係)

ウ 傷病等の理由により連続して学校給食等の提供を受けない場合における減額の要件及び減額する額に関する規定を改めます。(別表第2関係)

エ 飲料以外の学校給食等を摂取することができない場合に学校給食費等を減額することができる旨の規定を加えます。(第8条及び別表第2関係)

オ その他文言の整理を行います。

(2) 第2条による改正

ア 題名を「町田市立学校の学校給食費等に関する規則」に改めます。

イ 引用する条例の題名を改めます。(第1条関係)

ウ 定義に関する規定を改めます。(第2条関係)

エ 条例に規定する学校給食費の公会計化の対象となる中学校として、堺中学校及び武蔵岡中学校を定めます。(第2条の2関係)

オ その他文言の整理を行います。

(3) 第3条による改正

条例に規定する学校給食費の公会計化の対象となる中学校に鶴川中学校、鶴川第二中学校、薬師中学校、真光寺中学校及び金井中学校を加えます。(第2条の2関係)

(4) 第4条による改正

条例に規定する学校給食費の公会計化の対象となる中学校を南大谷中学校、南中学校、つくし野中学校、成瀬台中学校及び南成瀬中学校を除く市立中学校とする旨の規定に改めます。(第2条の2関係)

3 施行期日

改正内容の(1)は令和6年4月1日、(2)は同年9月1日、(3)は令和7年1月1日、(4)は同年4月1日から施行します。

町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を改正する規則

(町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部改正)

第1条 町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、町田市立小学校等の学校給食費に関する条例（平成31年3月町田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行及び小学校等において学校給食と同様の給食の提供を受ける教職員等に係る学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費等の額)</p> <p>第3条 学校給食費等の1食当たりの額（以下単に「1食当たりの額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の第1学年及び第2学年の児童 <u>245円</u></p> <p>(2) 小学校の第3学年及び第4学年の児童 <u>275円</u></p> <p>(3) 小学校の第5学年及び第6学年の児童 <u>300円</u></p> <p>(4) 町田市立武蔵岡中学校の生徒 <u>330円</u></p> <p>(5) <u>小学校において学校給食等の提供を受ける教職員等</u> <u>300円</u></p> <p>(6) <u>町田市立武蔵岡中学校において学校給食等の提供を受ける教職員等</u> <u>330円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 教職員等のうち学校給食等実施予定日数の全てについて学校給食等の提供の申込みをした者（以下「定期喫食者」という。）<u>の</u>学校給食費等の額は、月額とし、第1項第5号又</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、町田市立小学校等の学校給食費に関する条例（平成31年3月町田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行及び小学校等において学校給食と同様の給食の提供を受ける教職員等（以下「<u>教職員等</u>」という。）<u>に係る</u>学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(学校給食費等の額)</p> <p>第3条 学校給食費等の1食当たりの額（以下単に「1食当たりの額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 小学校の第1学年及び第2学年の児童 <u>230円</u></p> <p>(2) 小学校の第3学年及び第4学年の児童 <u>245円</u></p> <p>(3) 小学校の第5学年及び第6学年の児童 <u>265円</u></p> <p>(4) 町田市立武蔵岡中学校の生徒 <u>310円</u></p> <p>(5) 教職員等 <u>265円</u></p> <p>2 略</p> <p>3 教職員等のうち学校給食等実施予定日数の全てについて学校給食等の提供の申込みをした者（以下「定期喫食者」という。）<u>から徴収する</u>学校給食費等の額は、月額とし、第1</p>

は第6号に定める1食当たりの額に、学校給食等実施予定日数を乗じて得た額とする。

- 4 教職員等のうち定期喫食者以外の者で学校給食等の提供を受けたもの（以下「臨時喫食者」という。）の学校給食費等の額は、第1項第5号又は第6号に定める1食当たりの額とする。

（学校給食費等の減額）

第8条 市長は、保護者又は定期喫食者の学校給食費等について、別表第2の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を減額することができる。この場合において、当該減額に係る部分について既に学校給食費等が納付されているときは、これを返還するものとする。

- 2 別表第2の2の項から4の項までに掲げる場合に係る学校給食費等の減額を受けようとする保護者又は定期喫食者は、学校給食費等減額申請書を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項に規定する申請があったときは、別表第2の2の項から4の項までに掲げる場合に該当するかどうかを審査し、その結果を、当該申請をした者に書面により通知するものとする。

- 4 別表第2の3の項又は4の項に掲げる場合に係る学校給食費等の減額を受けている者は、当該各項に掲げる場合に該当しなくなったときは、学校給食費等減額中止申出書を市長に提出するものとする。

別表第2（第8条関係）

	減額することができる場合	減額する額
略	略	略
2	傷病その他の理由（転入又は転出を除く。）により、児童等又は定期喫食者が、市が学校	1食当たりの額 に、 <u>申出の日から起算して3日目以後の学校給食等の提供を受けない日</u>

項第5号に定める1食当たりの額に、学校給食等実施予定日数を乗じて得た額とする。

- 4 教職員等のうち定期喫食者以外の者で学校給食等の提供を受けたもの（以下「臨時喫食者」という。）から徴収する学校給食費等の額は、第1項第5号に定める1食当たりの額とする。

（学校給食費等の減額）

第8条 市長は、保護者又は定期喫食者から徴収する学校給食費等について、別表第2の中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を減額することができる。この場合において、当該減額に係る部分について既に学校給食費等が納付されているときは、これを返還するものとする。

- 2 別表第2の2の項又は3の項に掲げる場合に係る学校給食費等の減額を受けようとする保護者又は定期喫食者は、学校給食費等減額申請書を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、前項に規定する申請があったときは、別表第2の2の項又は3の項に掲げる場合に該当するかどうかを審査し、その結果を、当該申請をした者に書面により通知するものとする。

- 4 別表第2の3の項に掲げる場合に係る学校給食費等の減額を受けている者は、同項に掲げる場合に該当しなくなったときは、学校給食費等減額中止申出書を市長に提出するものとする。

別表第2（第8条関係）

	減額することができる場合	減額する額
略	略	略
2	傷病その他の理由（転入又は転出を除く。）により、児童等又は定期喫食者が、市が学校	1食当たりの額 に、 <u>当該学校給食等の提供を受けない日数から2日を減じた日数</u> を乗じ

	給食等を実施する日について連続して <u>3日</u> 以上学校給食等の提供を受けないとき（あらかじめ保護者又は定期喫食者から連続して <u>3日</u> 以上学校給食等の提供を受けない旨の申出（以下単に「申出」という。）がなされているときに限る。）。	数を乗じて得た額		給食等を実施する日について連続して <u>5日</u> 以上学校給食等の提供を受けないとき。	て得た額
3	食物アレルギーその他の理由により、児童等又は定期喫食者が、学校給食等のうち飲用の牛乳を摂取することができないとき。	東京都学校給食用牛乳供給価格（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。 <u>次項において同じ。</u> ）に、当該飲用の牛乳の提供を受けない日数を乗じて得た額	3	食物アレルギーその他の理由により、児童等又は定期喫食者が、学校給食等のうち飲用の牛乳を摂取することができないとき。	東京都学校給食用牛乳供給価格（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）に、当該飲用の牛乳の提供を受けない日数を乗じて得た額
4	食物アレルギーその他の理由により、児童等又は定期喫食者が、飲料以外の学校給食等を摂取することができないとき。	<u>1食当たりの額から東京都学校給食用牛乳供給価格を減じた額に、当該飲料以外の全ての学校給食等の提供を受けない日数を乗じて得た額</u>	4	略	略
5	略	略	5	1の項から4の項までに掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。	市長が別に定める額
6	1の項から5の項までに掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。	市長が別に定める額	5	1の項から4の項までに掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。	市長が別に定める額

第2条 町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>町田市立学校の学校給食費等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>町田市立学校の学校給食費に関する条例</u>（平成31年3月町田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行及び<u>学校</u>において学校給食と同様の給食の提供を受ける教職員等に係る学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>学校</u> 条例第1条に規定する学校をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>学校給食等</u> 学校給食及び<u>学校</u>において教職員等が提供を受ける学校給食と同様の給食をいう。</p> <p>(4) <u>学校給食費等</u> 条例第1条に規定する学校給食費及び<u>学校</u>において学校給食と同様の給食の提供を受ける教職員等から徴収する給食費をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>(条例第1条の町田市規則で定める中学校)</u></p> <p>第2条の2 <u>条例第1条の町田市規則で定める中学校は、町田市立堺中学校及び町田市立武蔵岡中学校(以下これらを「中学校」という。)とする。</u></p> <p>(学校給食費等の額)</p> <p>第3条 学校給食費等の1食当たりの額(以下単に「1食当たりの額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>町田市立小学校等の学校給食費に関する条例</u>（平成31年3月町田市条例第14号。以下「条例」という。）の施行及び小学校等において学校給食と同様の給食の提供を受ける教職員等に係る学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>小学校等</u> 条例第1条に規定する学校をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>学校給食等</u> 学校給食及び<u>小学校等</u>において教職員等が提供を受ける学校給食と同様の給食をいう。</p> <p>(4) <u>学校給食費等</u> 条例第1条に規定する学校給食費及び<u>小学校等</u>において学校給食と同様の給食の提供を受ける教職員等から徴収する給食費をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>(学校給食費等の額)</u></p> <p>第3条 学校給食費等の1食当たりの額(以下単に「1食当たりの額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

<p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>中学校</u>の生徒 330円</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>中学校</u>において学校給食等の提供を受ける教職員等 330円</p> <p>2～4 略</p> <p>(学校給食等の申込み等)</p> <p>第4条 <u>学校</u>に入学し、又は転入しようとする児童又は生徒（以下「児童等」という。）の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）は、学校給食申込書兼辞退届出書を市長に提出するものとする。</p>	<p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>町田市立武蔵岡中学校</u>の生徒 330円</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>町田市立武蔵岡中学校</u>において学校給食等の提供を受ける教職員等 330円</p> <p>2～4 略</p> <p>(学校給食等の申込み等)</p> <p>第4条 <u>小学校等</u>に入学し、又は転入しようとする児童又は生徒（以下「児童等」という。）の学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者（以下「保護者」という。）は、学校給食申込書兼辞退届出書を市長に提出するものとする。</p>
---	---

(町田市立学校の学校給食費等に関する規則の一部改正)

第3条 町田市立学校の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第1条の町田市規則で定める中学校)</p> <p>第2条の2 条例第1条の町田市規則で定める中学校は、<u>町田市立鶴川中学校、町田市立鶴川第二中学校、町田市立薬師中学校、町田市立真光寺中学校、町田市立金井中学校、町田市立堺中学校及び町田市立武蔵岡中学校</u>（以下これらを「中学校」という。）とする。</p>	<p>(条例第1条の町田市規則で定める中学校)</p> <p>第2条の2 条例第1条の町田市規則で定める中学校は、<u>町田市立堺中学校及び町田市立武蔵岡中学校</u>（以下これらを「中学校」という。）とする。</p>

第4条 町田市立学校の学校給食費等に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第1条の町田市規則で定める中学校)</p> <p>第2条の2 条例第1条の町田市規則で定める中学校は、<u>町田市立南大谷中学校、町田市立南中学校、町田市立つくし野中学校、町田市立成瀬台中学校及び町田市立南成瀬中学校</u>を除く<u>町田市立中学校</u>（以下「中学校」という。）</p>	<p>(条例第1条の町田市規則で定める中学校)</p> <p>第2条の2 条例第1条の町田市規則で定める中学校は、<u>町田市立鶴川中学校、町田市立鶴川第二中学校、町田市立薬師中学校、町田市立真光寺中学校、町田市立金井中学校、町田市立堺中学校及び町田市立武蔵岡中学校</u>（以</p>

とする。

下これらを「中学校」という。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は同年9月1日から、第3条の規定は令和7年1月1日から、第4条の規定は同年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則中第1条の規定による改正後の第3条、第8条及び別表第2の規定は、令和6年4月1日以後に納期限が到来する学校給食費等について適用し、同日前に納期限が到来した学校給食費等については、なお従前の例による。